

夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附金活用事業） 交付金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、県内の良好な教育環境の整備を推進するため、熊本県ふるさとくまもと応援寄附金「夢教育応援」団体登録要綱に基づき登録された夢教育被応援団体（以下「交付対象者」という。）に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（交付対象事業）

第2条 交付金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付対象者が実施する「夢教育」に資する事業であって次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）スポーツの振興に関する事業
- （2）地域伝統芸能の継承に関する事業
- （3）教育施設（設備）の充実にに関する事業
- （4）その他「夢教育」に資するものとして知事が認める事業

（交付対象経費）

第3条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に係る次に掲げるものとする。

- （1）消耗品及び備品の購入に要する経費
- （2）施設、設備の設置又は修繕に係る経費
- （3）事業実施に係る必要経費（会場使用料、講師に係る謝金及び旅費（宿泊費含む））
- （4）その他知事が必要と認める経費

（交付予定額及び交付額）

第4条 交付対象者への交付金の交付額は、別に定める交付予定額を上限とし、それと交付対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（交付申請）

第5条 規則第3条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- （1）事業計画書（別記第1号の2様式）
- （2）収支予算書（別記第1号の3様式）
- （3）その他参考となる資料

3 第1項の申請書及び前項の添付書類の提出期限は、別途通知するところとし、それらの書類の提出部数は、1部とする。

（決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による交付金の交付の決定の通知は、交付金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。ただし、交付金を交付しない場合は、別記第3号様式で通知するものとする。

(交付事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項に規定する交付金の内容等の変更事由は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交付事業の主要部分(事業内容)の変更
 - (2) 交付対象経費の30パーセント以上の増減となる変更
- 2 規則第7条第1項に規定する変更申請書及び事業変更計画書は、別記第4号様式及び別記第4号の2様式によるものとし、収支予算に変更がある場合に限り、変更収支予算書(別記第4号の3様式)を添付する。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条に規定する内容等の変更の決定の通知は、交付金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第5号様式)により、交付金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が必要であると認めて指示をした場合に行うものとする。

(実績報告)

- 第10条 規則第13条の実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。
- 2 規則第13条に規定する添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 事業実績書(別記第7号の2様式)
 - (2) 収支精算書(別記第7号の3様式)及びその根拠資料(領収証等の写し)
 - (3) 事業の完了を証するに足る資料(写真)等
- 3 第1項の実績報告書及び前項の添付書類の提出期限は、交付対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日とし、それらの書類の提出部数は、1部とする。

(交付金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による交付金の額の確定の通知は、交付金交付確定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(交付金の請求等)

- 第12条 規則第16条第1項の請求書は、交付金交付請求書(別記第9号様式)により行うものとする。
- 2 交付金の交付を概算払により受けようとするときは、別記第10号様式により請求するほか、必要に応じ関係書類を添付するものとする。

(交付金の返還等)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、期限を定めて、既に

交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請であることが判明した場合
- (2) この要綱の規定に違反した場合
- (3) 事業の実施方法が不相当であると認めた場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不正行為があった場合

(証拠書類の保管)

第14条 規則第23条に規定する証拠書類の保管期間は、5年とする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和3年3月11日から適用する。

別記第1号の2様式（第5条関係）

事業計画書

学校（団体）名	
事業目的	
事業内容	
交付金の使途	
実施予定日 （実施期間）	

※いずれも欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添付してください。

別記第1号の3様式（第5条関係）

収支予算書

<本書は、交付対象事業のみの収支について記入してください。>

1 収入

区 分	予算額 (円)	備 考
夢教育応援事業交付金	①	
その他収入 (自己資金等)		
収入合計		—

※ ①は交付予定額の範囲内で記入してください。

2 支出

経費内訳		予算額 (円)	積算根拠
交付対象経費			
	交付対象経費 計	②	—
交付対象外経費			
	交付対象外経費 計		—
支出合計			—

※ 欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添えてください。

3 交付金額の算出基礎

(単位：円)

交付申請額	交付対象経費	県交付額 ①と②を比較して少ない方の額
①	②	

別記第2号様式（第6条関係）

第 号
年（ 年） 月 日

様

熊本県知事

印

年度（ 年度）夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附
金活用事業）交付金交付決定通知書

年（ 年） 月 日付け 第 号で申請のありました
年度夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附金活用事業）交付金については、熊本県
補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、
同規則第6条の規定により通知します。

交付決定額 金

記
円

別記第4号の2様式（第7条関係）

事業変更計画書

1 学校（団体）名

--

2 変更理由

--

3 交付申請額

金	円（前回までの交付決定額	金	円）
---	--------------	---	----

4 事業概要

	変更前	変更後
事業目的		
事業内容		
交付金の使途		
実施予定日 （実施期間）		

※いずれも欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添付してください。

別記第4号の3様式（第7条関係）

変更収支予算書

＜本書は、交付対象事業のみの収支について記入してください。＞

1 収入

区 分	変更前予算額（円）	変更後予算額（円）	備 考
夢教育応援事業交付金		①	
その他収入（自己資金等）			
収入合計			—

※ ①は交付予定額の範囲内で記入してください。

2 支出

経費内訳		変更前予算額（円）	変更後予算額（円）	積算根拠
交付対象経費				
	交付対象経費 計		②	—
交付対象外経費				
	交付対象外経費 計			—
支出合計				—

※ 欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添えてください。

3 交付金額の算出基礎

（単位：円）

交付申請額	交付対象経費	県交付額
①	②	①と②を比較して少ない方の額

別記第5号様式（第7条関係）

第 号
年（ 年） 月 日

様

熊本県知事

印

年度（ 年度）夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附
金活用事業）交付金変更交付決定通知書

年（ 年） 月 日付け 第 号で申請のありました
年度（ 年度）夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附金活用事業）交付金
に係る事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により
承認し、 年度（ 年度）夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附金
活用事業）については、下記のとおり変更することに決定しましたので、同条第3項に
おいて準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 変更交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 前回までの交付決定額 | 金 | 円 |

別記第6号様式（第7条関係）

第 年（ 年） 月 日

様

熊本県知事

印

年度（ 年度）夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附
金活用事業）交付金計画変更承認通知書

年（ 年） 月 日付け 第 号で申請のありました
年度（ 年度）夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附金活用事業）交付金に
係る事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により、承
認しましたので、同条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

別記第7号様式（第10条関係）

第 号
年（ 年） 月 日

熊本県知事 様

住所
(申請者)
氏名

年度（ 年度）夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附金活用事業）交付金に係る事業実績報告書
年（ 年） 月 日付け 第 号の交付決定に基づき
年度（ 年度）夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附金活用事業）交付金に係る事業を実施しましたので、熊本県補助金等交付規則第13条及び夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附金活用事業）交付金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書 別記第7号の2様式
- 2 収支精算書及びその根拠資料（領収証等の写し） 別記第7号の3様式
- 3 その他参考となる資料

別記第7号の2様式（第10条関係）

事業実績書

学校（団体）名	
事業目的	
事業内容	
交付金の使途	
実施日 （実施期間）	

※いずれも欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添付してください。

収支精算書

<本書は、交付対象事業のみの収支について記入してください。>

1 収入

区 分	精算額 (円)	備 考
夢教育応援事業交付金	①	
その他収入 (自己資金等)		
収入合計		—

※ ①は交付予定額の範囲内で記入してください。

2 支出

	経費内訳	精算額 (円)	積算根拠
交付対象経費			
	交付対象経費 計	②	—
交付対象外経費			
	交付対象外経費 計		—
	支出合計		—

※ 欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添えてください。

3 交付金額の算出基礎

(単位：円)

交付申請額	交付対象経費	県交付額 ①と②を比較して少ない方の額
①	②	

別記第8号様式（第11条関係）

第 号
年（ 年） 月 日

様

熊本県知事

印

年度（ 年度）夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附
金活用事業）交付金交付確定通知書

年（ 年） 月 日付け 第 号で交付決定しました
年度（ 年度）夢教育応援事業（ふるさとくまもと応援寄附金活用事業）交付金に
ついては、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確定し
ましたので通知します。

1	交付確定額	金	記
2	交付決定額	金	円
			円

